

お客様 各位

夏期の屋外作業は、熱中症対策として原則午前中とさせていただきます。

これにより早朝からの作業開始や作業期間が延びることがありますので、ご了承のほどお願いいたします。

また、期間中の作業料金についても「酷暑料金」等の検討をさせていただいており、ご負担が増えることがありますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

令和7年6月

備前市シルバー人材センター

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されたことにより、熱中症対策が強化されました。熱中症のおそれがある者を早く発見し対処することで、重篤化させないようにする取り組みです。

気温31℃ 又は WBGT(暑さ指数) 28以上の環境下で1時間以上継続しての作業や1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業は、熱中症のおそれのある作業として、熱中症の発生やおそれのある作業者を早く見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順書作成、関係者への周知が法律により事業者には義務付けられました。

例年、熱中症は5月以降9月頃まで多く発生しており、これから特に注意が必要となります。当センターには、この時期、草刈作業の依頼が多数寄せられ、会員は、日々屋外での作業に就業しておりますが、作業員の多くが70歳代であり、厳しい環境下での作業となっております。

これまでも、7月から8月の期間は原則午前中での作業としておりましたが、今回の法改正を受けてそれを厳格化するとともに、次の「屋外作業に関する指針」を定めました。これにより、作業ができない日や時間帯が発生することから、作業日の変更や期間が延びることがありますので、ご了承願います。

なお、熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートの発令により作業を中止する場合がありますので、お含みおきください。

屋外作業に関する指針

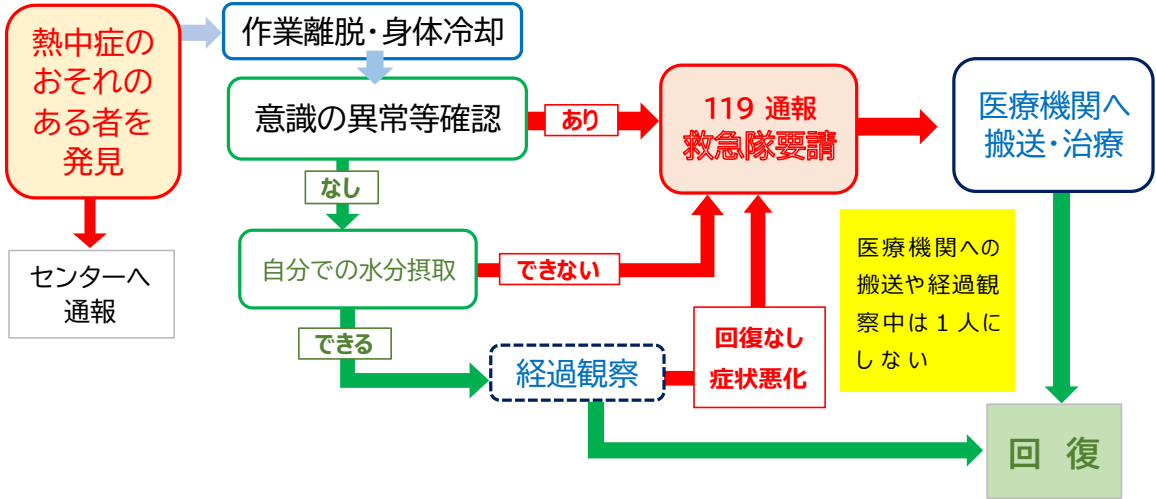
- 暑さが避けられない場所での作業は、短時間で済ませましょう。
- 7月・8月の作業は、正午まで（午前中）とします。
- 外気温 31℃以上の環境下では、作業の軽減や中止をしてください。

次の外気温別の「熱中症対応指針」により判断をお願いします。

外気温	WBGT (暑さ指数)	熱中症予防対応指針	
35℃以上	31 以上	作業不可 原則作業中止	特別の場合以外は、全ての作業を中止する。
31℃以上 35℃未満	28 以上 31 未満	嚴重警戒 (作業軽減・中止)	熱中症の危険性が高いので、負荷の強い作業や1時間以上連続する作業は控える。 作業を軽減または中止する。 こまめに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。
28℃以上 31℃未満	25 以上 28 未満	警戒 (休憩)	熱中症の危険が増すので積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 30分おきに休憩をとる。

- 単独での作業（1人作業）は、原則禁止です。
やむを得ない場合は、常に第三者と連絡が取れる体制を確保した上で実施すること。
- 各自熱中症の発生に常に注意し、自覚症状があるときは速やかに報告しましょう。 ※ 裏面「熱中症のおそれのある者に対する処置」を参照
- 作業者相互で注意し合い、熱中症の早期発見に努めましょう。
- 作業者同士で互いの緊急連絡先等を事前に確認しておきましょう。
- 熱中症の発症などは、その旨を速やかに報告しましょう。
- 熱中症の発症者・おそれのある者を発見したら、直ぐに作業を止め
応急処置をしてください。 ※ 裏面「熱中症が疑われるときの応急処置」を参照

熱中症のおそれのある者に対する処置



熱中症が疑われるときの応急処置

